

関連部分の抜粋

平成23年度

国土交通省関係  
第3次補正予算の概要

平成23年10月

国土交通省

# 国土交通省関係第3次補正予算概要

## 第3次補正予算国費総額 1兆2,448億円

1. 東日本大震災復旧・復興に係る経費	1兆473億円
うち公共事業関係費	7,191億円
非公共事業関係費	3,282億円
(1) 復旧	3,768億円
うち公共事業関係費	3,597億円
非公共事業関係費	171億円
(2) 復興	4,097億円
うち公共事業関係費	1,324億円
非公共事業関係費	2,772億円
(3) 全国防災	2,609億円
うち公共事業関係費	2,270億円
非公共事業関係費	338億円

## 2. 災害復旧関係費（東日本大震災関係を除く） 1,975億円

○公共土木施設等	1,970億円
○既設公営住宅等	2億円
○空港	1億円
○航路標識	1億円
○海上保安施設	1億円

※計数は四捨五入の関係で端数において合計と一致しない場合がある。

## 基本的考え方

平成23年度第3次補正予算については、

1. 東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興等を強力に推進するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために必要な経費
2. 台風12号等により被害を受けた公共施設等の災害復旧等に  
必要な経費  
を計上することとする。

## II 復興

### 1. 被災者の住宅の確保等

#### (1) 災害復興住宅融資

国費 135,800百万円

住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資（2.5万戸）において融資金利の引下げ（当初5年間は0%等）等を継続。

#### (2) 既往貸付者に係る返済方法の変更

国費 14,900百万円

住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置を継続等。

#### (3) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

公 国費 5,000百万円

被災地における高齢者の居住の安定を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に対し支援。

#### (4) 木造の長期優良住宅の供給推進

公 国費 5,000百万円

東日本大震災の被災地における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対し補助。

#### (5) 災害公営住宅の供給推進調査

公 国費 668百万円

国が、地方公共団体等と連携して、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等について検討・普及を行うなどにより、災害公営住宅の円滑な供給等を支援。

#### (6) フラット35Sによる住宅の省エネ化の推進

国費 15,900百万円

住宅金融支援機構のフラット35Sについて、省エネ住宅に対する当初5年間の金利引下げ幅の拡大措置（被災地は $\Delta 1.0\%$ 、被災地以外は $\Delta 0.7\%$ ）を実施。 【別紙②参照】

(7) 住宅エコポイントによる住宅の省エネ化の推進

国費 72,300百万円

(※他に環境省分がある)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイントを再開。

【別紙③参照】

(8) 住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等の推進

国費 1,000百万円

被災地において、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等に取り組むリーディングプロジェクト等に対し補助。

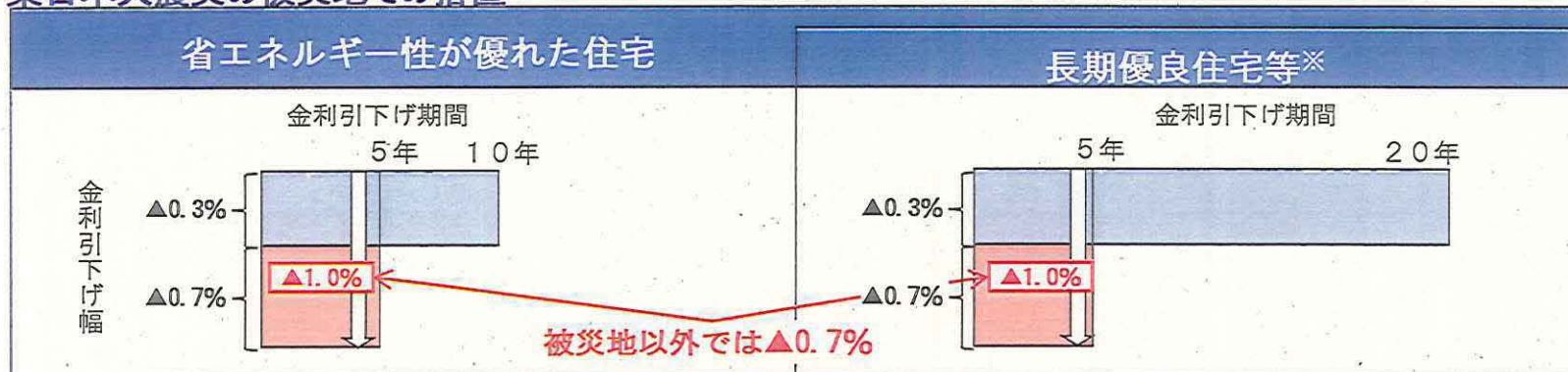
# (独)住宅金融支援機構 フラット35Sの金利引下げ幅の拡大

東日本大震災からの復興及び省エネルギー性が優れた住宅の取得促進による省CO<sub>2</sub>対策の推進を図るため、優良な住宅に係るフラット35の金利を引下げるフラット35Sについて、省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合の金利引下げ幅を拡大する。

## 要求の内容 【補正予算成立日以降から1年程度の措置】

- **東日本大震災の被災地**について、フラット35Sで**省エネルギー性が優れた住宅**を取得する場合は、**当初5年間の金利引下げ幅を0.3%から1.0%に拡大**する。
- **被災地以外の地域**について、フラット35Sで**省エネルギー性が優れた住宅**を取得する場合は、**当初5年間の金利引下げ幅を0.3%から0.7%に拡大**する。

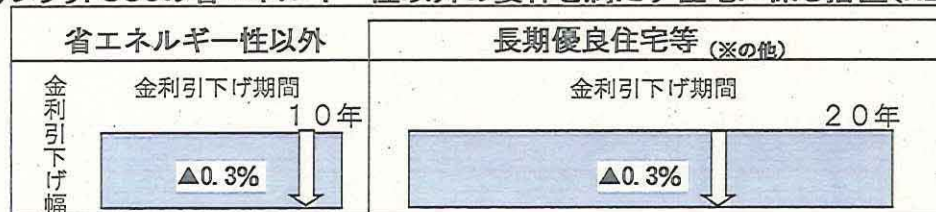
### 東日本大震災の被災地での措置



※ 長期優良住宅等とは、以下のいずれかを満たす住宅

- ・フラット35S（20年金利引下げタイプ）の省エネルギー性
- ・フラット35S（20年金利引下げタイプ）の耐久性・可変性
- ・フラット35S（20年金利引下げタイプ）の耐震性 かつ フラット35Sの省エネルギー性
- ・フラット35S（20年金利引下げタイプ）のバリアフリー性 かつ フラット35Sの省エネルギー性

(参考)フラット35Sの省エネルギー性以外の要件を満たす住宅に係る措置(H23.10～H24.3末)



(注)H24年度は、▲0.3%の金利引下げ期間を当初10年から当初5年に変更する。  
(長期優良住宅等については、当初20年から当初10年)

# 住宅エコポイントの再開

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイント(\*)を再開する。

(\*)住宅エコポイント:環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行する制度。

## 事業の内容

### ■ ポイントの発行対象

#### エコ住宅の新築

<工事内容>

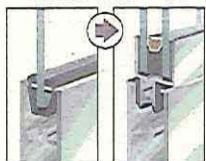
- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
  - ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅
- (なお、太陽熱利用システムを設置する場合は、ポイントを加算)

#### エコリフォーム

<工事内容>

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事

<断熱改修の例>



複層ガラスへの交換



天井の断熱改修

エコリフォームに併せて、以下の工事等を行う場合は、ポイントを加算

バリアフリー工事

省エネ住宅設備の設置

耐震改修工事

リフォーム瑕疵保険への加入

※対象期間は1年間。開始時期については調整中。

### ■ ポイント数

#### エコ住宅の新築

被災地の経済活性化を進めるため、被災地のポイントをその他地域の倍に。

被災地 : 1戸当たり30万P  
 その他地域 : " 15万P

※太陽熱利用システムを設置する場合、2万Pを加算

#### エコリフォーム

省エネ改修

工事内容に応じて2千~10万P

バリアフリー改修(5万P限度)

工事内容に応じて5千~2万5千P

省エネ住宅設備設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)  
 一律2万P

リフォーム瑕疵保険加入  
 一律1万P

耐震改修 15万P

1戸あたり  
 30万Pが  
 限度

別途加算

### ■ 商品交換

ポイント利用の1/2を「被災地産品」や「被災地への義援金・募金」など被災地の支援・活性化に資するものに限定。

# 住宅エコポイントの再開について

通称 (目的)	現行制度	再開後
ポイント 発行対象 及び ポイント数	住宅エコポイント (住宅の省エネ化、住宅市場の活性化)	復興支援・住宅エコポイント (住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、被災地復興支援)
	<p>エコ住宅の新築：全国一律30万ポイント ただし、太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算</p> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅</p> <hr/> <p>エコリフォーム：工事内容に応じ2千~10万ポイント (上限30万ポイント)</p> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>○窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事</p> <div data-bbox="593 885 1153 1141"> <p>&lt;断熱改修の例&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>複層ガラスへの交換</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>天井の断熱改修</p>  </div> </div> </div> <p>○併せて以下の工事等を行う場合はポイントを加算</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>バリアフリー工事：上限5万ポイント 工事内容に応じ5千~2万5千ポイント</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>省エネ住宅設備の設置：2万ポイント (太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)</p> </div>	<p>エコ住宅の新築：被災地は30万ポイント 被災地以外は15万ポイント ただし、太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算</p> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅</p> <hr/> <p>エコリフォーム：工事内容に応じ2千~10万ポイント (上限30万ポイント※)</p> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>○窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事</p> <div data-bbox="1411 853 1982 1109"> <p>&lt;断熱改修の例&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>複層ガラスへの交換</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>天井の断熱改修</p>  </div> </div> </div> <p>○併せて以下の工事等を行う場合はポイントを加算</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>バリアフリー工事：上限5万ポイント</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省エネ住宅設備の設置：2万ポイント</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>耐震改修工事：15万ポイント※</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>リフォーム瑕疵保険加入：1万ポイント</p> </div> <p>※耐震改修工事はポイントを別途加算(上限45万ポイント)</p>

ポイント交換  
対象商品

○様々な商品との交換や追加工事の費用等に交換

省エネ・環境配慮商品	都道府県型の地域産品
全国型の地域産品	商品券・プリペイドカード
地域型の商品券	環境寄附
被災地への義援金・寄附	追加工事への即時交換

○「環境」と「被災地支援」に重点化  
○「被災地支援」にポイントの半分以上を充当

省エネ・環境配慮商品	環境寄附
被災地への義援金・寄附	追加工事への即時交換
被災地の産品・製品	被災地の商品券等

※全国型の商品券・プリペイドカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない。  
※被災地の産品・製品、被災地の商品券等の要件については別途定める。

被災地の定義

—

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「**特定被災区域**」

※岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部（**10県221市町村**）

工事対象期間  
(着工又は工事着手)

新築：平成21年12月8日※～平成23年7月31日  
(※「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の閣議決定日)  
リフォーム：平成22年1月1日～平成23年7月31日

新築：平成23年10月21日※～平成24年10月31日  
(※第3次補正予算案閣議決定日)  
リフォーム：平成23年11月21日～平成24年10月31日

ポイント発行  
申請期間

平成22年3月8日～  
新築：  
戸建住宅 ～平成24年6月30日  
共同住宅等(階数10以下) ～平成24年12月31日  
共同住宅等(階数11以上) ～平成25年12月31日  
リフォーム：～平成24年3月31日

平成24年1月中旬(調整中)～  
新築：  
戸建住宅 ～平成25年4月30日  
共同住宅等(階数10以下) ～平成25年10月31日  
共同住宅等(階数11以上) ～平成26年10月31日  
リフォーム：～平成25年1月31日  
ただし、共同住宅等(階数10以下)で耐震改修を行うもの  
～平成25年10月31日  
共同住宅等(階数11以上)で耐震改修を行うもの  
～平成26年10月31日